

## 告 示

### 埼玉県告示第百四十七号

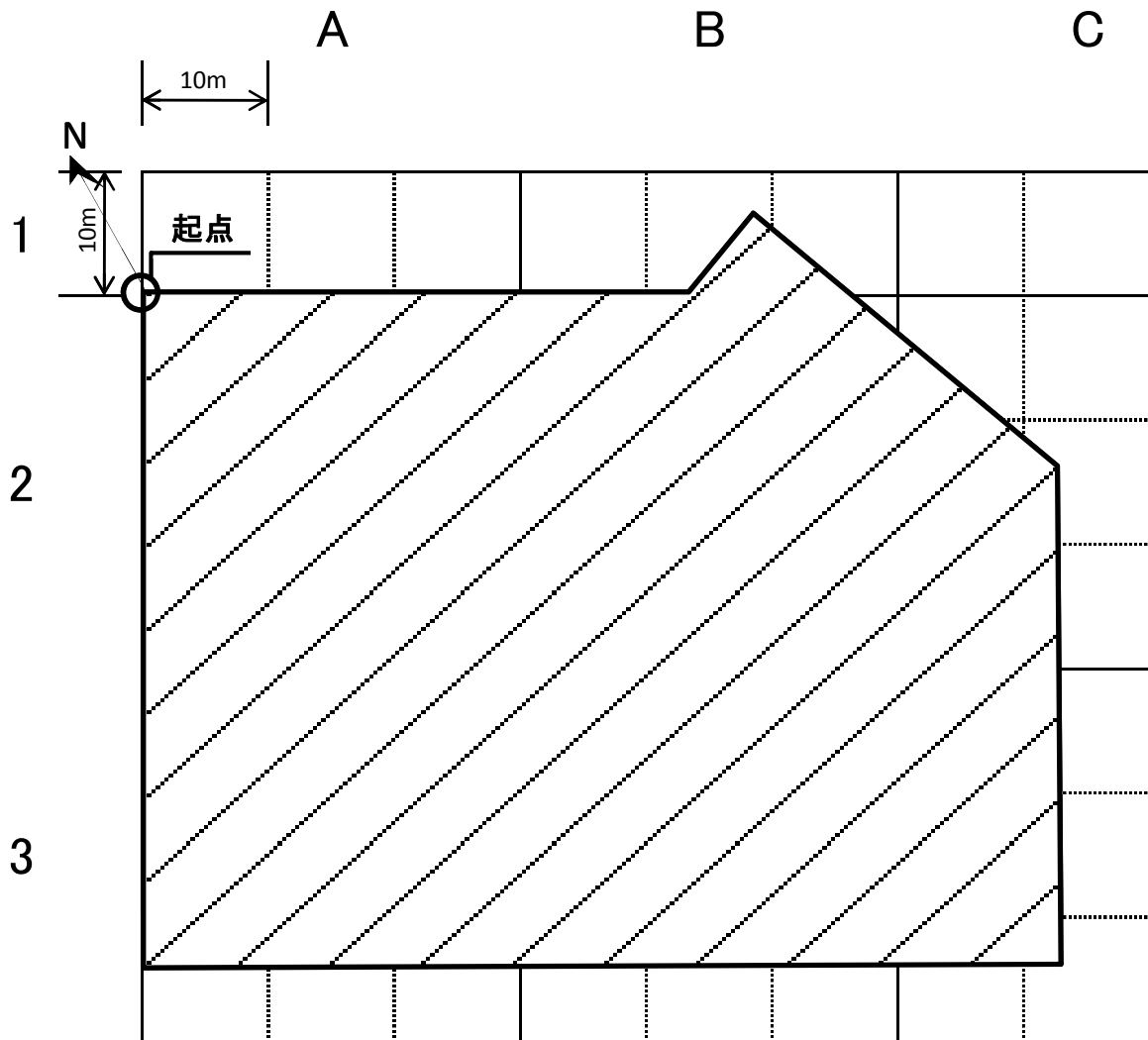
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

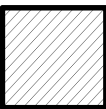
- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域  
別図のとおり（埼玉県八潮市南部中央地区1街区2画地、3画地及び7画地）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物並びにひ素及びその化合物

別 図



(起点)  
埼玉県八潮市南部中央地区1街区2画地の最北端とする。

(格子の回転角度)  
35度  
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

 形質変更時要届出区域